

令和2年1月20日

第1回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第1回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年1月20日（月） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	欠	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

10番 ○○○○○

5 議事録署名委員

9番 ○○○○○ , 11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	農政係長	○○○○○
	次長	○○○○○	農地係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○		

7 閉会年月日

令和2年1月20日（月） 午前10時40分

令和2年第1回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について
- 議案第3号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農用地等のあっせんについて
- 議案第7号 農用地利用集積計画について (利用権設定)
- 議案第8号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

(2) 報告第1号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第1回農業委員会総会

令和2年1月20日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。改めまして、あけましておめでとうございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙報告書のとおりであります。

本日は、10番○○○○○委員から欠席の届出が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第1回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

9番○○○○○委員、11番○○○○○委員を指名致します。これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第1号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号でございます。申請地が末吉町二之方北俣○○○○○、地目畑、面積988㎡、他1筆の合計1,694㎡です。渡人が大分県別府市の○○○○○、受人が末吉町二之方の○○○○○、理由につきましては、贈与です。他8件です。よろしくお願ひ致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けする予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は兄弟の関係です。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

受理番号末吉2号につきまして、1月16日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（○○○○○）

受理番号末吉3号について、1月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、贈与となっておりますが、山林との交換になります。引き続きまして、受理番号末吉4号について、1月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員 (○○○○○)

受理番号大隅5号・6号・7号について、1月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受理番号大隅5号・6号の調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受理番号大隅7号の調査結果の総合意見は、畑に甘藷、田に水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受理番号大隅6号の1筆が山林になっておりますが、現況は、田であります。以上で調査報告を終わります。

○18番委員 (○○○○○)

受理番号財部8号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、高齢であります。近くに娘さん夫婦もいらっしやって、協力するという事で問題ないと思われま。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (○○○○○)

受理番号財部9号について、1月16日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○2番委員 (○○○○○)

贈与が4件程ありますが、譲渡人と譲受人との関係性の報告がなかったみたいですがどうでしょうか。

○9番委員 (○○○○○)

受理番号大隅5号・6号・7号についてですが、5号については、同じ集落出身で以前から耕作していたところで、もう耕作出来ないのだからあげますという事でした。6号については、息子さんも農業していないし、耕作していないからあげますという事でした。7号についても一緒であります。

○議長 (○○○○○会長)

関係をお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

遠い親戚になるようです。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしいでしょうか。受理番号末吉3号については、どうでしょうか。

○12番委員 (○○○○○)

実家が隣で、昔道路を造る時、山林をもらい、今回、交換という事で畑をもらったという事になります。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは3ページになります。議案第2号について、ご説明致します。受理番号末吉1号、土地の所在地は、末吉町南之郷陀羅窪○○○○○、地目は畑で、面積2,415㎡の内1,600㎡です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○で、所有者が鹿児島市紫原の○○○○○で、転用目的は、牛舎です。変更理由は、現在、生産牛を飼育していますが、経営規模拡大のため牛舎を新築したい。という事で5条と同時申請です。変更区分は、用途変更です。他3件です。よろしくお願ひ致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中園自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が牛舎、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が牛舎であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思えます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積1,600㎡に牛舎1棟684㎡を設置する予定で適当であると思われまます。排水等については、汚水は、おがくず処理し、雨水は水路排水です。被害防除につきましましては、誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当する事から、用途変更やむを得ないという意見の一致をみまました。調査日は1月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号末吉2号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、自己の一般住宅を建設することから確実と思われまます。位置としましては、農振除外後は、農地の広がりがある事から、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積541㎡に住宅1棟113.45㎡を設置しますが、一般住宅基準の500㎡を超えますが、道路が42㎡必要な事から宅地としての有効面積は、499㎡になります。排水等については、合併浄化槽を経て水路放流です。被害防除につきましましては、誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農振除外後は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないとの意見の一致をみまました。調査日は1月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号末吉3号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に住宅及び倉庫車庫が設置され

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○8番委員（○○○○○）

受理番号末吉1号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田山自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が原野、西が道路を挟んで山林、南が原野、北が原野です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、申請地は、農地の広がりが無い事から、第二種農地のその他農地に該当します。計画面積については、申請面積2,385㎡に杉452本を植林する事から適当であると思われます。排水等については、自然流下です。被害防除については、申請地南側は、自己所有地であるため、緩衝地は、設けていませんが、その他につきましては、境界より4m緩衝地を設けており、また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（○○○○○）

受理番号大隅2号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、岩元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が牧場・原野、西が牧場・原野、南が牧場・原野、北が牧場・山林です。目的実現の確実性は、申請人は、平成28年に吸収合併した今回の申請地を取得しました。今回地目の是正を行う為の申請です。また、昭和52年～61年にかけて既に転用済みであり、顛末書も添付されています。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、申請地周辺の牧場にも畜舎等が建築されており、一体利用全体面積で61,425㎡となります。転用申請面積14,838㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は、自然流下で隣接する水路へ放流する事と、糞尿は、一時貯留し、バキューム車で別の農場に持ち込みラグーン処理を行っているので適当と思ひます。被害防除については、既に転用済みであり、現状のままでも支障はありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、既に農振の用途変更済であり、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当し、既に転用済みであり顛末書も添付されている事から、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅3号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大鳥自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が牧場、西が原野、南が牧場、北が牧場です。目的実現の確実性は、申請人は、平成28年に吸収合併した今回の申請地を取得しました。今回地目の是正を行う為の申請です。また、昭和52年～63年にかけて既に転用済みであり、顛末書も添付されています。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、申請地周辺の牧場にも畜舎等が建築されており、一体利用全体面積で102,300㎡となります。転用申請面積18,166㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は、自然流下で隣接する水路へ放流する事と、糞尿は、一時貯留し、バキューム車で別の農場に持ち込みラグーン処理を行っているので適当と思ひます。被害防除については、既に転用済みであり、現状のままでも支障はありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、既に農振の用途変更済であり、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当し、既に転用済みであり顛末書も添付されている事から、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

受理番号大隅4号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、内山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が道路を挟んで山林・墓地、南が道路を挟んで林道、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、申請地は、第二種農地のその他農地に該当します。計画面積については、申請面積1,899㎡に杉200本を植林することから適当であると思われます。排水等については、雨水のみで自然流下です。被害防除については、緩衝地を設けるため問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他農地に該当する事から、山林への転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。引き続き受理番号大隅5号を現地調査致しましたので報告致します。これは、議案2号の受理番号大隅4号と一緒にですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。申請地は、農振除外後は、第二種農地のその他農地に該当する事から、山林への転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇5番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部6号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、正ヶ峰自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、農業用倉庫については、既に転用済みで始末書も添付されております。また、カーポートについては、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されている事から確実です。位置としましては、申請地は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積355㎡に農業用倉庫1棟70㎡、カーポート50㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除については、現状のまま利用します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。また、農業用倉庫については、既に転用済みで始末書も添付されている事から、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇16番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部7号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新並木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が田、南が田、北が宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、申請地は、10ha以上の農地の広がりがある事から、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積469㎡に一般住宅1棟67.07㎡は、周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、土留め工事を行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ではありますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。また、土地改良区区域内ではありますが、現在、土地改良区からの意見書をもらっています。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

〇2番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉1号ですが、周りが山林で山林にするのは、仕方ないと思いますが、点々と畑がありますが、耕作されている農地はないのでしょうか。耕作放棄地に近いもののでしょうか。教えてください。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

周りは、ほとんど山林と原野です。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

畑が点々とあるが耕作されているのですか。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

現在は、耕作されていません。今年までは、親戚の人が耕作されていて飼料作物でした。しかし、その方が牛を辞められたので、耕作されていません。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

解りました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第3号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。次に議案第4号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは、7ページになります。議案第4号について、ご説明致します。受理番号末吉1号、土地の所在地は、末吉町南之郷陀羅窪〇〇〇〇〇、地目は畑、面積は2,415㎡の内1,600㎡でございます。譲受人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇で、転用目的は、牛舎です。理由につきましては、現在、生産牛を飼育していますが、経営規模拡大の為、牛舎を新築したいという事です。農振区分は、同時申請でございます。他6件です。よろしくお願ひ致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉1号について、現地調査をしましたので報告致します。申請地は、先程の議案第2号受理番号末吉1号と同一ですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉2号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、内村工業団地付近の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで畑、南が雑種地、北が畑であります。目的実現の確実性は、残高証明書及び再生可能エネルギーの認定通知書と九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地のその他農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積2,170㎡は、太陽光パネル252枚を設置し、管理用駐車場及び雨水浸透槽を設けるもので適当であると思われまふ。排水等については、

雨水のみで雨水浸透枡槽で処理する予定です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は1月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号末吉3号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、堂園自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置は、農地の広がりがない事から、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、全体面積325㎡に貸資材置場を設けるもので配置図のとおり、適当であると思われます。排水等については、雨水のみで、自然流下です。被害防除については、誓約書も添付されており、特に問題ないと思ひます。道路条件は、申請地は、接道しませんが、東側の隣接宅地の利用承諾書があることから特に問題ありません。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。調査日は1月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号末吉4号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西柳井谷自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が原野、西が宅地、南が畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思ひます。位置としては、農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,633㎡に養豚用の資材置場を設置する予定で適当であると思われます。排水等については、汚水はなく、雨水のみで自然流下です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、養豚用の資材置場である為、不許可の例外の農業用施設等に該当する事から、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は1月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇12 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅6号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が県道であります。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思ひます。位置は、第二種農地に該当します。計画面積については、資材置場、駐車場を設置する面積1,225㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水のみで、県道側溝への自然流下で適当と思ひます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件は、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当する事から、資材置場、駐車場への転用は、やむを得ないという意見の一致をみましました。調査日は1月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。

〇16 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部7号について、現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑・雑種地、南が宅地、北が道を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明が添付してあり確実と思ひます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積566㎡に一般住宅1棟129.39㎡は、周囲の状況から見ても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、西側の道路側溝に放流する事から適当と思ひます。被害防除については、土留め工事を行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題は無いと思わ

れます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、現在、貸家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するものです。また、一般住宅の転用基準面積500㎡を超えますが、理由書も添付されていることから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は1月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部8号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、荒川内自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が田・河川、西が田・山林、南が畑・山林、北が原野・河川であります。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明が添付されており確実だと思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、隣接地の山林等38,957.9㎡と一体利用し、全体面積50,589.9㎡に豚舎・調整池等を設置する計画で、周囲の状況からみても適当であると思われれます。排水等については、生活用排水は、合併浄化槽、家畜排泄物は、浄化槽を設置し、北側の水路に放流することから適当だと思います。被害防除については、盛土・切土を行い、防護柵等を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題ないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、〇〇〇〇〇は、農用地区域内農地ですが不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、〇〇〇〇〇は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、将来に備え防疫体制を構築し、生産効率の良い肥育農場を新築する事で事業の経営安定を図るもので、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は1月10日で、調査員は〇〇〇〇〇会長・〇〇〇〇〇会長代理・農地部会員と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇次長・〇〇〇〇〇さん大隅の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。今回は、面積も大きく、前回の養鶏場の問題もありまして、農地部会全員で調査したところです。委員の中からは、いろいろ質問も出ましたが、相手方からは、地域住民とのトラブルが一番問題だということで、その点については、会社としても真摯に対応していくという事でした。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

財部8号についてお伺いします。調整池が設けてありますが、どのくらいの大きさが解ってれば教えて下さい。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

図面の74ページですが、道路上側が施設、道路下側が田になっていますが、3m掘り下げて調整池を造るという事です。以上です。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

下の方に農地があり、雨水のみの調整池で大きな調整池だろうとも思いますが、集中豪雨の時に溢れて、下の田が被害を受ける事があるのではないかと思います、どんなでしょうか。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

詳しい事は、解りませんが、設計上この面積で対応できる大きさだと思います。水田等の問題も出てきましたがそちらについても、真摯に対応していくという事でした。事務局の方で詳しい事が解ってればお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

この件については、先月17日に畜産環境保全推進協議会が開かれております。局長が出席しておりますので説明をしていただければ良いかと思います。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

メンバー的には、県の畜産関係や市の市民課環境、市の畜産課、市の耕地課及び建設課等関係機

関20名を超えていたと思います。その中でいろんな質問が出ました。一番気になる所は、污水関係だと思っています。污水に関しては、浄化槽で浄化して直接川へ放流するという事でした。ですので、問題ないだろうという事でした。そして、大淀川水系のいろんな数値の基準値を下回るようにすると言う事でした。ただ1つだけ言われたのが、水の色が、窒素系を多く含んでいて、黄色がかっているの、ボーリングして水によって薄める事をした方がいいのではないかというような意見があったところです。害はないけれども見た目上良くないという事も出ました。なお、この場所の近くには、〇〇〇〇〇や牛舎等あり、畜産団地みたいになっていて、なんら問題ないだろうという事でした。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅6号ですが、先月なかったですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

同時申請でなかっただけです。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

地元の方は、同意はしてるのですよね。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

土地改良区の〇〇〇〇〇〇さんの話をしたら、〇〇〇〇〇〇さんに会ってみたいという事でした。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第5号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第5号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは9ページになります。議案第5号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地は、末吉町二之方住吉〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積512㎡でございます。申請人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇、経緯につきましては、平成8年頃、住宅と車庫兼倉庫を建築してしまいました。という事で理由書が添付されております。他1件でございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、

順次報告を求めます。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号について、1月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑であります。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導を受けておりません。申請地は、農地に面してますが北側は、自己所有の農地であり、また、他の隣接する農地の境界にはブロック等設置しており、雨水・汚水の流入は無く影響は無いと思われます。その他農地法上特に問題はありません。調査結果の総合意見は、添付理由書により、平成8年に自己の一般住宅及び倉庫車庫を建設したもので、現在も利用中です。ついては、建築後20年以上が経過しており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとの意見の一致をみました。調査日は1月10日で、調査員は、私と○○○○○委員、事務局より○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○17 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅2号について、1月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、梶ヶ野自治会内にある農地です。周囲の状況は、畑、宅地、山林に囲まれております。記載事項と現地は、合致しております。違反転用としての改善指導はを受けておりません。申請地は、申請人の管理する宅地に隣接しており生活排水や雨水は、周囲の畑に影響はないと思われます。その他農地法上特に問題はありません。申請人は、昭和50年頃に住宅を建築し、20年以上経過している事と固定資産税台帳にも記載され、また、始末書も添付されております。調査結果の総合意見は、申請地に亡き夫へ住宅を建築してあげ、20年以上経過しています。農地に復元することは、著しく困難と思われ農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局より○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第5号非農地証明願については、農地法第2条第1項の適用を受ける土地でないことを証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので本案は、農地法第2条第1項の適用を受ける土地でないことに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第6号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは10ページになります。議案第6号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉2号、申出者は、末吉町二之方の○○○○○。申出地は、末吉町二之方○○○○○、地目は田、面積321㎡でございます。他2筆です。申出の内容は、売りたい、貸したいということです。他10件でございます。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉2と末吉3については、私と○○○○○推進委員。末吉4については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉5については、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉6については、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉7については、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅8については、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部9と10については、18番○○○○○委員、○○○○○推進

委員。財部 11 については、7 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部 12 については、11 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。を指名します。ここで暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 10 分)

(再開：午前 10 時 20 分)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

会議を再開します。続いてあつせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 90 号については、継続でお願いします。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 93 号は、継続でお願いします。

○12 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 95 号は、継続です。96 号は、打切でお願いします。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 97 号は、成立でお願いします。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇)

財部 98 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (〇〇〇〇〇)

財部 99 号の四ツ足の畑 2 筆は、成立で、残りは継続でお願いします。

○1 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 100 号は、打切です。末吉 101 号・末吉 102 号は、継続です。末吉 103 号は、成立でお願いします。

○12 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 104 号は、継続です。

○17 番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 106 号は、継続でお願いします。大隅 107 号も継続でお願いします。

○7 番委員 (〇〇〇〇〇)

財部 109 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (〇〇〇〇〇)

財部 110 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 111 号は、成立です。

○12 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 112 号は、継続です。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 114 号については、継続でお願いします。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 115 号・末吉 116 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 117 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 118 号は、成立です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第7号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満大隅25を除いて議題といたします。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第7号農用地利用集積計画の利用権設定再設定3年以上6年未満大隅25を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第7号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定3年以上6年未満大隅25についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第7号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定3年以上6年未満大隅25については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

別紙2枚綴りになります。1月分利用権設定の新規は、田が10筆で面積10,375㎡、畑が64筆で面積106,737㎡、計74筆で面積117,112㎡、件数は47件でございます。再設定は、田が24筆で面積23,382㎡、畑が88筆で面積166,074㎡、計112筆で面積189,456㎡、件数は51件でございます。所有権移転については、田が15筆で面積14,945㎡、畑が26筆で面積70,065㎡、計41筆で面積85,010㎡、件数は19件でございます。合計しますと、227筆で面積391,578㎡、件数は117件となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第1号合意解約等の報告については、総会資料の38ページから45ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○3番委員 (○○○○○)

農林業センサスと一五一絵との関連について

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

○6番委員 (○○○○○)

農業委員会だよりの原稿について

○3番委員 (○○○○○)

農地部会について

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡。

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡。

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡。

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第1回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年1月20日（月） 午前10時40分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員